

日本科学者会議第 48 回定期大会決議

「共謀罪」法案の廃案を強く求める

2017 年 3 月 21 日、国会に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（「共謀罪」法案）が提出された。政府は、2000 年に日本も署名した「越境国際犯罪条約」（パレルモ条約）を批准するために国内法の整備が必要だとしている。また 2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの成功のためのテロ対策を口実にしている。

しかし、パレルモ条約は、マフィアなどの国際的な経済犯罪を取り締まることを目的としており、テロ対策とは無縁であり、条約批准のために共謀罪を新設することも要件とはされていない。テロ対策については、日本はすでにテロ関係の 13 の条約全てを批准し、新たな立法措置の必要はない。

「共謀罪」法案は、近代刑法の大原則に反し、犯罪の実行がなくても処罰できるとするものである。共謀罪では、仲間との相談の段階で共謀が成立するため、警察による広範囲な盗聴や監視が行われるようになり、日本は監視社会になる。また、自首などによる密告社会になることも心配されている。市民生活の自由は侵害され、はく奪される。

「組織的犯罪集団」はテロ集団に限らず、「犯罪集団」と捜査機関が恣意的に判断すれば、「結社の自由」に基づく一般の団体も処罰の対象とされる。自由に議論し行動するという民主主義の大前提が覆されてしまう。

戦前の治安維持法は、制定時は「国体変革」「私有財産制度否認」を目指す社会主義運動の取締を目的としたが、その後、拡大解釈によって、社会主義・労働運動はもちろん、思想・学問・言論・表現など一切の自由への過酷な弾圧の法的根拠として、処断者は数万人にも及んだ。これまで 3 回廃案になった「共謀罪」を「テロ等準備罪」と名称を変え、テロ対策を口実にしても、「共謀罪」法案は、治安維持法と同様、その本質は人権弾圧である。

「共謀罪」法案は、特定秘密保護法、安全保障関連法、軍学共同政策などとともに、憲法違反・戦争する国づくりの一環である。同時に、科学の平和的・民主的発展を妨害するものでもある。

自民・公明・維新の 3 党は 5 月 19 日、衆議院法務委員会で「共謀罪」法案を強行採決した。法案の問題点が次々に明らかとなり審議が尽くされていないもとので、質疑が一方的に打ち切られた。その後、同法案は 23 日に衆議院本会議で 3 党の賛成で採決された。日本科学者会議は、このような暴挙に断固抗議するとともに、「共謀罪」法案の廃案を強く求める。あわせて、法案の廃案に向けて、市民とともに奮闘する決意をここに表明する。